

宇治市職員採用試験実施要項



令和8年1月13日
宇治市長 松村 淳子

宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

宇治市宣伝大使
「ちはや姫」

受験申込期間	令和8年1月13日(火)午前9時から1月30日(金)午後5時まで
第1次試験日	令和8年2月15日(日)
採用予定日	令和8年4月1日(水)

1 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	技師(土木)	
試験区分	経験者枠	一般・新卒枠
採用予定者数	若干名	若干名
受験資格	昭和56年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、次の①、②の要件すべてを満たす人 ①学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で土木の専門課程を修得し、卒業した人、または別表に記載された資格のうち、いずれかの資格を有する人 ②民間企業等(官公庁を含む)において職務経験(週30時間以上)が直近5年中(令和3年1月1日から令和7年12月31日の期間)に通算2年以上ある人	昭和56年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの要件を満たす人 ・学校教育法による高等学校、高等専門学校で土木の専門課程を修得し、卒業した人、または採用日前日までに卒業見込みの人 ・学校教育法による大学等で土木の専門課程を修得し、卒業した人、または令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ・別表に記載されたいずれかの資格を有する人

別表 1級・2級土木施工管理技士、RCM、技術士又は技術士補、測量士

※ 職務経験は、受験資格①の資格等を活かし、実務に携わった期間が対象です。

同一期間に複数箇所で勤務した場合は、いずれか一方の職歴のみ通算できます。

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は受験できません。

※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

2 試験の内容、日時及び場所

試験区分	経験者枠		一般・新卒枠	
事前提出	プレゼンテーションシート(※)	職務経験等について記述		
第1次試験	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験の個人面接の資料とします。)	SPI3 (基礎能力検査) (配点:偏差値を得点とする)	言語・非言語に関する能力検査
	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	専門試験 (配点:200点)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工(多肢選択式)
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	作文	規定課題に基づく文章作成(個人面接の資料とします。)
日程及び試験会場	【第1次試験】 日時:令和8年2月15日(日)(時間は別途通知予定) 会場:市内公共施設(別途通知予定)	【第1次試験】 日時:令和8年2月15日(日)午前9時から午後2時 会場:市内公共施設(別途通知予定)	【第2次試験】 令和8年2月下旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。	【第2次試験】 令和8年2月下旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

注意事項

※プレゼンテーションシートは、第1次試験・第2次試験の個人面接の資料とします。

※申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。

※第1次試験は50分程度の昼休憩を設けます。(原則、一般・新卒枠のみ)

※試験会場は敷地内全面禁煙です。

※第2次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません。

3 合格発表(予定) ※ 合格発表の時期は変更する場合があります。

区 分	合 格 発 表
第1次試験合格者	令和8年2月下旬(予定)
第2次試験合格者	令和8年3月上旬(予定)

発表の方法

宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。同時に当市のHPでも受験番号を掲示します。(https://www.city.uji.kyoto.jp/)

4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、令和8年4月1日以降、必要に応じ採用します。(欠員や採用辞退者の状況等により採用されない場合があります。) ただし、最終合格者と調整し、採用予定日と異なる日に採用する場合があります。

<一般・新卒枠>

名簿の登録有効期限は、令和10年3月31日までです。また、最終合格者のうち、進学等を希望する場合、採用希望時期を令和9年4月1日とすることができます。その場合、原則として令和8年度に実施する採用面談等により採用を決定します。

<経験者枠>

名簿の登録有効期限は、令和9年3月31日までです。

5 受験申込みの手続

宇治市の職員採用ページに記載している「インターネット申込（電子申請）について」を最後まで読んだ上で、手続きを行ってください。

- ※ 必要事項の入力漏れ及び入力誤り等のないよう、十分に確認してから申請してください。
- ※ 入力項目・提出書類に不備（写真の貼付漏れ及び入力事項（任意項目除く）の入力漏れ等）がある場合は、申込みを無効とすることができます。
- ※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

申込受付期間	令和8年1月13日(火)午前9時から1月30日(金)午後5時まで
申込方法	<p>宇治市職員採用試験のインターネットの専用ページから申込んでください。</p> <p>※ 宇治市の職員採用ページに専用リンクがありますが、以下の二次元コードを読み取っていただき、アクセスすることも可能です。</p> <p><技師（土木）申込ページ> ※ 申込区分によって申込ページが異なりますのでご注意ください。</p> <p>【経験者枠】</p>  <p>【一般・新卒枠】</p> 
注意事項	<p>申込受付期間終了後に受験票（確認票）等のダウンロードが可能となったことをお知らせする電子メールを送信します。</p> <p>電子メールが届き次第、速やかに受験票（確認票）等をダウンロード・印刷し、指定サイズの写真を貼り付けて、確認票、プレゼンテーションシート（経験者枠のみ）及び資格取得証明書等の写し（該当者のみ）を2月9日（月）午後5時まで宇治市役所人事課へ送付または持参してください。期日までに確認票等の提出がない場合は、辞退とみなし、第1次試験を受験できない場合があります。</p> <p>受験票については試験当日、試験会場に持参してください。 (※ プrezentationシートは宇治市ホームページからダウンロードしてください。)</p>

6 提出書類の取扱い

受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

各試験における不合格者の確認票等については、試験終了後に返却いたします。

返却を希望される場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、各試験合格発表日から2週間以内に宇治市役所3階人事課へお越しください。

また、郵送での返却を希望される場合は、確認票等返却希望の旨を明記し、返信用封筒（定形235㍉×120㍉以内）1通（郵便番号、住所、氏名及び受験番号を明記し、110円分（特定記録郵便による返却希望の場合は320円分）の切手を貼り付けてください。）を各試験合格発表日から2週間以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の確認票等は、処分させていただきます。

7 給与等

(1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（基本給+地域手当・税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	256,693円	243,746円	230,264円

＜上記の額は、令和8年1月1日現在の基本給です。＞

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、時間外勤務手当、休日勤務手当、住居手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都府市町村職員共済組合への加入により保険給付及び貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

(3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によって特定屋外喫煙所を設けています。

8 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 Tel 0774-20-8703 (直通)

9 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は13時) から17時まで (日・土曜日及び祝日除く)

10 試験会場案内図(第1次試験)



※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者